

「国土交通省 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 準備本部」の設置について

平成 26 年 4 月 16 日

1. 設置の趣旨

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功に導くため、関係部局の緊密な連絡の下に、省関連施策を強力かつ総合的に推進するため、省内に「国土交通省 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備本部」（以下「準備本部」という。）を設置する。

2. 本部員

準備本部の本部員は次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。

大臣（本部長）、副大臣、大臣政務官、事務次官、技監、国土交通審議官、官房長、総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、技術審議官、官庁営繕部長、総合政策局長、国土政策局長、土地・建設産業局長、都市局長、水管理・国土保全局長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、政策統括官、国際統括官、観光庁長官、気象庁長官、海上保安庁長官、関東地方整備局長、関東運輸局長、東京航空局長

準備本部の下に幹事会を置く。

3. 庶務について

準備本部の庶務は、関係各局等の協力を得て、総合政策局政策課、安心生活政策課、公共事業企画調整課事業総括調整官において処理する。

4. その他

前各号に掲げるもののほか、準備本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。